

令和7年度 第8回 青森地方最低賃金審議会

日 時：令和8年3月10日(火) 午後1時30分～

場 所：青森合同庁舎 4階共用会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 局長挨拶
- 3 議題
 - (1) 令和8年度青森県特定（産業別）最低賃金改正申出の意向表明について
 - (2) 令和7年度青森地方最低賃金審議会等開催状況報告について
 - (3) その他
- 4 閉会

資 料 目 次

1	2026 年度産業別最低賃金の改正の意向表明について……………	1
2	青森県特定（産業別）最低賃金改正申出の要件等……………	6
3	令和 7 年度青森地方最低賃金審議会会議別開催状況……………	8
4	最低賃金決定額の年度別推移（青森県）……………	9
5	特定（産業別）最低賃金決定額の年度別推移（東北地方）……………	10
6	青森県最低賃金改正に伴う未満率・影響率と監督指導結果の状況……	13
7	令和 7 年度最低賃金改正に係る周知広報の実施状況……………	14

連合青森総務発第74号

2026年2月17日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森市本町3丁目3番11号
 (団 体 名) 日本労働組合総連合会青森県連合会
 (代表者職氏名) 会 長 塩 谷 進

2026年度特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について

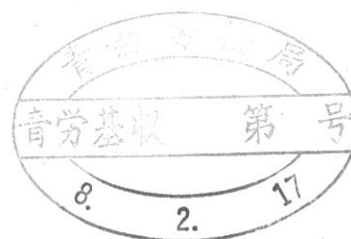
余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、2026年度産業別最低賃金の改正にあたり、以下の通り4業種について改正の意向表明を致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

産 業 名	申し出ケース	意 向 表 明 者
鉄鋼業	労働協約	日本基幹産業労働組合連合会 青森県本部 委員長 石川原 涼
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業	公正競争	電機連合 青森地域協議会 議 長 阿 部 隆
百貨店、総合スーパーマーケット、 その他の各種商品小売業	公正競争	UAゼンセン 青森県支部 支部長 佐々木 徹
自動車小売業	公正競争	全日本自動車産業労働組合 青森地方協議会 議 長 今 正 英

(注) 鉄鋼業については「労働協約ケース」と致しますが、要件が満たない場合は「公正競争」に変更する場合も想定されることをご理解願いたい。



2026年2月17日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森市中央1丁目1-21
青森日商連中央ビル3階
(団 体 名) UAゼンセン青森県支部
(代表者職氏名) 支部長 佐々木 徹

2026年度特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、UAゼンセン青森県支部は、2026年度青森県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 申し出者

UAゼンセン青森県支部 支部長 佐々木 徹

2. 産業別最低賃金の件名

青森県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金

3. 申し出の理由

同種産業における公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1の合意をもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2026年7月末日

以 上

2026年2月17日

青森労働局長 殿

(住所) 青森県八戸市沼館4丁目7-108
(団体名) 日本基幹産業労働組合連合会青森県本部
(代表者職氏名) 委員長 石川原 涼

2026年度特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、日本基幹産業労働組合連合会青森県本部は、2026年度青森県鉄鋼業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 申し出者

日本基幹産業労働組合連合会青森県本部 委員長 石川原 涼

2. 産業別最低賃金の件名

青森県鉄鋼業最低賃金

3. 申し出の理由

同種産業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達していることをもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2026年7月末日

以 上

2026年2月17日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森県五所川原市大字漆川字鍋懸156
(団 体 名) 電機連合青森地域協議会
(代表者職氏名) 議 長 阿 部 隆

2026年度特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、電機連合青森地域協議会は、2026年度青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 申し出者

電機連合青森地域協議会 議長 阿 部 隆

2. 産業別最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の理由

同種産業における公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1の合意をもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2026年7月末日

以 上

2026年2月17日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森県弘前市神田2丁目1-10
(団 体 名) 全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会
(代表者職氏名) 議 長 今 正 英

2026年度特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、自動車総連青森地方協議会は、2026年度青森県自動車小売業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 申し出者

全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会 議長 今 正 英

2. 産業別最低賃金の件名

青森県自動車小売業最低賃金

3. 申し出の理由

同種産業における公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1の合意をもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2026年7月末日

以 上

青森県特定（産業別）最低賃金改正申出の要件等

産業名	適用事業場数	申出要件（人） （概ね 1/3）	現在の最低賃金 （時間額 円）
	適用労働者数（人）		
鉄鋼業 （E22）	3 0	5 0 6	1, 1 0 9
	1, 5 1 8		
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業 （E28・29・30）	1 2 6	2, 5 0 9	1, 0 4 5
	7, 5 2 8		
百貨店、総合スーパー、その他の 各種商品小売業（I561、I562、 I569）	1 8	4 2 2	1, 0 2 9
	1, 2 6 6		
自動車小売業 （I591）	6 1 4	1, 5 9 5	1, 0 2 9
	4, 7 8 5		

- ※ 現在の産業別最低賃金の改正発効は、いずれも令和7年12月21日である。
- ※ 適用事業場数、適用労働者数は、令和7年12月1日現在。
- ※ 百貨店・総合スーパー・その他の各種商品小売業（I561、I562、I569）、自動車小売業（I591）については、青森県地域別最低賃金が適用される。

◎申出年月日 令和8年7月末日まで

特定（産業別）最低賃金の改正申出に係る必要書類等

1 申出形式

- ① 提出部数
必要数 2 部
- ② 様式
必要事項記載あれば任意

2 申出書記載事項

- ① 申出者について（労働組合・団体等の名称、代表者）
- ② 申出者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲
- ③ 当該産業別最低賃金の件名
- ④ 申出の内容
- ⑤ 申出の理由（公正競争ケースの場合は、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金を改正することが必要である理由）

3 添付書類

（1）労働協約ケース・公正競争ケース共通

- ① 申出を行う者が上記 2 ②の基幹的労働者又は使用者を代表する者であることを明らかにする書類

（2）労働協約ケースの場合

- ① 労働協約の写し
- ② 申出について当事者である労働組合又は使用者の全部の合意があったことを証する書類
- ③ 当該一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数を記載した書類
- ④ 当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考資料

（3）公正競争ケースの場合

- ① 当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上のものの合意によって行われる場合には、当該合意を確保するために必要な書類
- ② 賃金格差の存在の疎明資料

令和 7 年度 青森地方最低賃金審議会会議別開催状況

青森地方最低賃金審議会

回 数	年 月 日	議 題	
		青森県最低賃金	青森県特定（産業別）最低賃金
第 1 回	令和 7 年 7 月 1 5 日	改正諮問	
第 2 回	令和 7 年 8 月 5 日	目安伝達	
第 3 回	令和 7 年 8 月 1 2 日		必要性諮問
第 4 回	令和 7 年 8 月 2 1 日	専門部会審議状況報告	
第 5 回	令和 7 年 8 月 2 8 日	改正答申	
第 6 回	令和 7 年 9 月 1 6 日	異議申出諮問・答申	必要性答申 改正諮問
第 7 回	令和 7 年 1 0 月 2 1 日		改正答申
第 8 回	令和 8 年 3 月 1 0 日		令和 8 年度意向表明

青森県最低賃金専門部会

回 数	年 月 日	審 議 内 容	
第 1 回	令和 7 年 7 月 2 9 日	組織会	意見聴取
第 2 回	令和 7 年 8 月 6 日	金額審議	
第 3 回	令和 7 年 8 月 7 日	金額審議	
第 4 回	令和 7 年 8 月 8 日	金額審議	
第 5 回	令和 7 年 8 月 1 2 日	金額審議	
第 6 回	令和 7 年 8 月 2 1 日	金額審議	
第 7 回	令和 7 年 8 月 2 8 日	金額審議	（結審）

産業別最低賃金検討小委員会

回 数	年 月 日	産業名	審 議 内 容
第 1 回	令和 7 年 9 月 9 日	自動車小売業 各種商品小売業	必要性審議
		鉄鋼業 電気機械器具等製造業	意見聴取 必要性審議

産業別最低賃金専門部会

回 数	年 月 日	産業名	審 議 内 容
第 1 回	令和 7 年 1 0 月 1 日	電気機械器具等製造業	組織会 金額審議
第 1 回	令和 7 年 1 0 月 8 日	鉄鋼業	組織会 金額審議 （結審）
第 2 回	令和 7 年 1 0 月 1 5 日	電気機械器具等製造業	金額審議 （結審）

令和 7 年度 青森県における最低賃金額 諮問、答申及び発効の状況

状況 最賃名		青森県最低賃金	青森県特定（産業別）最低賃金
意向表明		—	2 月 1 4 日
申出		—	7 月 3 1 日
改正決定の必要性の有無	諮問	—	8 月 1 2 日
	答申	—	9 月 1 6 日
諮問		7 月 1 5 日	9 月 1 6 日
専門部会委員任命		7 月 2 4 日	9 月 2 5 日
答申		8 月 2 8 日	1 0 月 2 1 日
官報公示		9 月 2 9 日	1 1 月 1 9 日
発効		1 1 月 2 1 日	1 2 月 2 1 日
備考		指定発効	指定発効

最低賃金決定額の年度別推移（青森県）

	青森県最低賃金			鉄鋼業				電気機械器具等製造業				各種商品小売業				自動車小売業			
年度	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃と の比率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃と の比率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃と の比率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃と の比率 (%)
平成 26	679	14	2.11	800	13	1.65	117.82	735	14	1.94	108.25	727	13	1.82	107.07	766	13	1.73	112.81
27	695	16	2.36	816	16	2.00	117.41	750	15	2.04	107.91	743	16	2.20	106.91	782	16	2.09	112.52
28	716	21	3.02	835	19	2.33	116.62	765	15	2.00	106.84	758	15	2.02	105.87	798	16	2.05	111.45
29	738	22	3.07	855	20	2.40	115.85	785	20	2.61	106.37	777	19	2.51	105.28	817	19	2.38	110.70
30	762	24	3.25	877	22	2.57	115.09	806	21	2.68	105.77	798	21	2.70	104.72	838	21	2.57	109.97
令和 元	790	28	3.67	900	23	2.62	113.92	829	23	2.85	104.94	821	23	2.88	103.92	861	23	2.74	108.99
2	793	3	0.38	903	3	0.33	113.87	833	4	0.48	105.04	825	4	0.49	104.04	864	3	0.35	108.95
3	822	29	3.66	929	26	2.88	113.02	859	26	3.12	104.50	852	27	3.27	103.65	890	26	3.01	108.27
4	853	31	3.77	958	29	3.12	112.31	888	29	3.38	104.10	882	30	3.52	103.40	919	29	3.26	107.74
5	898	45	5.28	992	34	3.55	110.47	927	39	4.39	103.23	921	39	4.42	102.56	923	4	0.44	102.78
6	953	55	6.12	1,045	53	5.34	109.65	968	41	4.42	101.57	956	35	3.80	100.31	963	40	4.33	101.05
7	1,029	76	7.97	1,109	64	6.12	107.77	1,045	77	7.95	101.55	改正諮問なし							

最低賃金決定額の年度別推移(鉄鋼業)

	青森県			岩手県 ※			宮城県		
年度	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
平成 26	800	13	1.65	755	15	2.03	811	13	1.63
27	816	16	2.00	772	17	2.25	827	16	1.97
28	835	19	2.33	790	18	2.33	847	20	2.42
29	855	20	2.40	809	19	2.41	872	25	2.95
30	877	22	2.57	829	20	2.47	898	26	2.98
令和元	900	23	2.62	850	21	2.53	923	25	2.78
2	903	3	0.33	852	2	0.24	925	2	0.22
3	929	26	2.88	878	26	3.05	953	28	3.03
4	958	29	3.12	908	30	3.42	983	30	3.15
5	992	34	3.55	949	41	4.52	1003	20	2.03
6	1,045	53	5.34	1,008	59	6.22	1,059	56	5.58
7	1,109	64	6.12	1,072	64	6.35	1,125	66	6.23

※ 岩手県は鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

最低賃金決定額の年度別推移（電気機械器具等製造業）

	青森県			岩手県			秋田県			宮城県			山形県			福島県		
平成 年度	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
平成 26	735	14	1.94	728	10	1.39	738	13	1.79	769	12	1.59	753	13	1.76	753	12	1.62
27	750	15	2.04	740	12	1.65	751	13	1.76	783	14	1.82	767	14	1.86	767	14	1.86
28	765	15	2.00	756	16	2.16	766	15	2.00	798	15	1.92	782	15	1.96	782	15	1.96
29	785	20	2.61	775	19	2.51	786	20	2.61	819	21	2.63	800	18	2.30	798	16	2.05
30	806	21	2.68	796	21	2.71	808	22	2.80	841	22	2.69	821	21	2.63	815	17	2.13
令和 元	829	23	2.85	818	22	2.76	833	25	3.09	862	21	2.50	843	22	2.68	833	18	2.21
2	833	4	0.48	820	2	0.24	836	3	0.36	864	2	0.23	846	3	0.36	834	1	0.12
3	859	26	3.12	847	27	3.29	861	25	2.99	890	26	3.01	872	26	3.07	856	22	2.64
4	888	29	3.38	877	30	3.54	891	30	3.48	919	29	3.26	903	31	3.56	880	24	2.80
5	927	39	4.39	917	40	4.56	930	39	4.38	959	40	4.35	945	42	4.65	880	0	0.00
6	968	41	4.42	975	58	6.32	958	28	3.01	1,012	53	5.53	996	51	5.40	880	0	0.00
7	1,045	77	7.95	1,039	64	6.56	1,032	74	7.72	1,077	65	6.42	1,055	59	5.92	880	0	0.00

最低賃金決定額の年度別推移(自動車小売業)

	青森県			岩手県			秋田県			宮城県			福島県		
平成 年度	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
平成 26	766	13	1.73	765	14	1.86	765	15	2.00	778	15	1.97	785	13	1.68
27	782	16	2.09	781	16	2.09	781	16	2.09	795	17	2.19	800	15	1.91
28	798	16	2.05	800	19	2.43	794	13	1.66	815	20	2.52	815	15	1.88
29	817	19	2.38	819	19	2.37	814	20	2.52	840	25	3.07	831	16	1.96
30	838	21	2.57	838	19	2.32	838	24	2.95	865	25	2.98	848	17	2.05
令和元	861	23	2.74	861	23	2.74	861	23	2.74	890	25	2.89	867	19	2.24
2	864	3	0.35	863	2	0.23	864	3	0.35	891	1	0.11	868	1	0.12
3	890	26	3.01	879	16	1.85	869	5	0.58	918	27	3.03	894	26	3.00
4	919	29	3.26	903	24	2.73	897	28	3.22	946	28	3.05	922	28	3.13
5	923	4	0.44	945	42	4.65	938	41	4.57	986	40	4.23	960	38	4.12
6	963	40	4.33	1004	59	6.24	1020	82	8.74	1036	50	5.07	1020	60	6.25
7	改正諮問なし			1068	64	6.37	1032	12	1.18	1101	65	6.27	1098	78	7.65

資料No.5 - 3

I 青森県最低賃金額、未満率及び影響率の推移

年度	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
改正前最低賃金額(円)	679	695	716	738	762	790	793	822	853	898	953
未満率(%)	2.1	1.3	0.7	0.7	1.3	2.3	1.9	1.6	2.5	1.8	2.3
改正後最低賃金額(円)	695	716	738	762	790	793	822	853	898	953	1,029
影響率(%)	10.4	15.8	13.1	21.6	14.2	11.5	21.6	25.3	24.7	30.6	32.1
引上額(円)	16	21	22	24	28	3	29	31	45	55	76
引上率(%)	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77	5.28	6.12	7.97

資料出所：青森労働局「最低賃金に関する基礎調査」

(注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。

2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。

II 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

年度	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
監督実施事業場数	252	320	261	259	226	198	210	225	210	303	282
最低賃金法第4条違反事業場数	24	35	26	46	33	19	17	18	23	30	43
違反率(%)	9.52	10.94	9.96	17.76	14.60	9.60	8.10	8.00	10.95	9.90	15.25

(注) 令和7年度の数値は、令和8年2月27日時点のもの。

令和 7 年度青森県最低賃金改正に係る周知広報の実施状況

令和 8 年 2 月 2 7 日現在

1 広報（報道機関への発表：県庁記者クラブ）

県庁記者クラブにおいて、次の記事投げ込みを行った。

- (1) 青森県最低賃金の改正諮問について
令和 7 年 6 月 28 日
- (2) 青森県最低賃金の改正答申予定について
令和 7 年 8 月 8 日
- (3) 青森県最低賃金の改正答申について
令和 7 年 8 月 28 日
- (4) 青森県最低賃金の改正について（公示）
令和 7 年 9 月 29 日
- (5) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正答申予定について
令和 7 年 10 月 16 日
- (6) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正答申について
令和 7 年 10 月 21 日
- (7) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（公示）
令和 7 年 11 月 19 日

2 周知広報の状況

最低賃金改正（官報掲載）に合わせ、各種機関・団体等に対し、文書及びリーフレット等の送付により、周知広報依頼を行った。特に、各市町村（計 40）については、広報誌等（ホームページ含む、以下同じ）への掲載方を依頼した。

(1) 青森県地域別最低賃金改正に係る周知広報依頼

①依頼数

663 件

②主な依頼先

国の出先機関、青森県（県庁、各地域県民局）、市町村、労働基準協会等、労働保険事務組合、社会保険労務士会、商工会議所・商工会、使用者団体、労働団体、大学、高校など。

③ポスター掲示依頼先（②以外）

主要観光案内所、観光施設、陸海空交通拠点、図書館、大規模小売店舗、道の駅、主要病院など。

なお、J R 等の駅貼りポスターについては、別途、厚生労働省から依頼した。

④広報誌等に掲載された市町村の数

35 件（令和 8 年 2 月 27 日時点）

⑤市町村 H P に掲載された件数

15 件（令和 8 年 2 月 27 日時点）

(2) 青森県特定（産業別）最低賃金改正に係る周知広報依頼

①依頼件数

663 件

②主な依頼先

国の出先機関、青森県、市町村、労働基準協会等、労働保険事務組合、社会保険労務士会、商工会議所・商工会、使用者団体、労働団体、派遣元・職業紹介事業所など。

③広報誌等に掲載された市町村の数

12 件（令和 8 年 2 月 27 日時点）

④市町村 H P に掲載された件数

8 件（令和 8 年 2 月 27 日時点）

(3) 青森県最低賃金周知用ポケットティッシュの作成配付による周知広報依頼

周知用ポケットティッシュを局独自で、1 箱（500 個入り）を 100 箱（50,000 個）作成し、労働局、労働基準監督署、ハローワーク等の関係部署に計 62 箱配布し、窓口等へ備え付ける等の周知広報を依頼した。また、青森県労働基準協会ほか地区労働基準協会、青森働き方改革推進支援センター、県社会保険労務士会等の各関係団体に計 32 箱配布し、周知広報を依頼した。

(4) 青森県最低賃金周知用ミニのぼりの作成配布による周知広報依頼

周知用ミニのぼりを、80 個作成し、労働局、労働基準監督署、ハローワーク等の関係部署に 60 個配布し、窓口等へ備え付ける等の周知広報を依頼した。また、青森県労働基準協会ほか各地区協会、青森働き方改革推進支援センター等の各関係団体に 20 個配布し、周知広報を依頼した。

3 青森労働局ホームページにおける周知

青森労働局ホームページにおいて、青森県地域別最低賃金及び青森県特定（産業別）最低賃金の改正に係る、それぞれの官報公示日及び改正発効日に記事を掲載した。

なお、青森労働局ホームページのトップページにおいて、青森県地域別最低賃金の金額及びバナーを表示（青森県最低賃金改正記事へリンク）している。

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までの青森県最低賃金改正記事のアクセス数 24,000 回（昨年度同時期 12,987 回）